

多賀町内で 空き家・
空き地を

お持ちの方 & お探しの方へ

空き家・空き地情報バンク

のご案内

空き地をもっているけど、
使い道がないなあ

空き家になったけど、
これからどうしよう…

孫たちのためにも
整理したいなあ



古民家リノベーション
して住んでみたいな

田舎でゆったり
スローライフしたいな

一軒家で広い庭
付きの物件って
ないのかな



ぜひご利用ください！
詳しくはこちらから。

多賀町空き家・空き地情報バンク概要

1. 空き家・空き地情報バンクとは

多賀町内の空き家・空き地の有効活用を目的に、空き家・空き地を売りたい・貸したいという所有者の方の物件を町に登録し、町はホームページ等にその情報を公開します。その情報を見て、買いたい・借りたいという希望者との橋渡しを町と宅建協会が協力して行う制度です。

● 空き家とは

個人が居住を目的として建築し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む)住宅およびその敷地です。

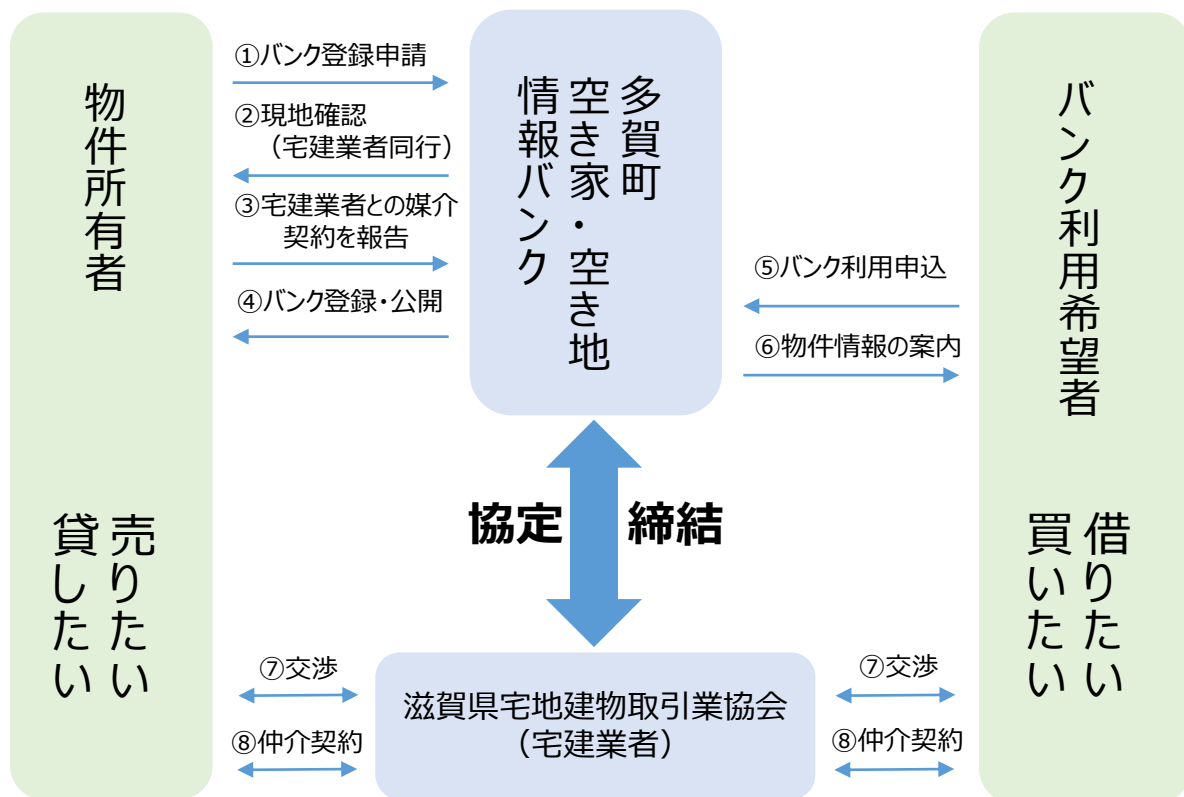
● 空き地とは

個人または法人が居住を目的とした住宅を建築することができ、現に使用していない(近く使用しなくなる予定のものを含む)土地です。

● 宅建協会(公益社団法人 滋賀県宅地建物取引業協会)とは

宅建業者の団体で、多賀町と空き家・空き地情報バンクの運営に関する協定を締結しています。

2. 空き家・空き地情報バンクの仕組み



3. 注意事項

- 物件に関する交渉・契約は、宅建業者の仲介のもと行っていただきます。
- 宅建業者の仲介には、宅地建物取引業法の規定に基づく仲介手数料が必要になります。
- 多賀町は、空き家・空き地の売買賃貸借等に関する交渉および契約については、一切関与しません。

貸したい人・売りたい人

1 物件登録の申込み

- 登録を希望される方は「空き家・空き地情報バンク登録申込書（様式第1号）」「空き家・空き地情報バンク登録カード（様式第2-1または2-2号）」に必要事項を記入し、企画課へご提出ください。

2 宅建業者現地調査

- 町職員および宅建協会から派遣された宅建業者と日程調整のうえ、現地確認を行います。不動産の権利関係が複雑な場合や、大規模な修繕が必要な場合など、状況によっては、登録をお断りすることがあります。

3 媒介契約物件登録

- 調査後、取扱可能であるときは、宅建業者と媒介契約をしていただきます。契約後、町ホームページへの掲載や、窓口等での情報提供を行います。

4 利用希望者との交渉

- 利用希望者があった場合は、町または宅建業者から連絡します。その後は宅建業者の仲介による交渉となります。

借りたい人・買いたい人

1 物件情報の検索

- 登録物件の基本情報はホームページに掲載されており、どなたでも見ることが出来ます。

2 情報バンク利用登録

- 気になる物件についての詳細情報は、バンク利用登録をしていただいた方に提供します。
- バンク利用をご希望の方は「空き家・空き地情報バンク利用登録申込書（様式第9号）」に必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ企画課へご提出ください。

3 現地見学

- 現地見学を希望される場合は、企画課までお問い合わせください。担当の宅建業者（必要に応じて町担当者）が物件をご案内します。所有者の方が立ち会われることもあります。

4 物件交渉

- 購入や賃貸を希望される方は、担当宅建業者へ申し込んでください。担当宅建業者から物件所有者へ連絡し、宅建業者仲介による交渉になります。また、契約締結前には、地域住民から区・自治会費、地域行事等の説明を行ってまいります。

5 成立

- 多賀町へようこそ！住宅の建築等については、さまざまな補助制度があります。詳しくお知りになりたいときは、企画課までお問い合わせください。

✿ 移住・定住のための支援をしています ✿

空き家改修費補助金

(企画課 電話：0749-48-8122)

[対 象] 空き家・空き地バンクを介して住宅を購入される方。

[補助金額] 上限50万円（若者世帯上限100万円）

若者定住支援事業助成金

(企画課 電話：0749-48-8122)

[対 象] 町内全域、40歳未満の夫婦または中学生以下の子どもを扶養する世帯
※5年以上の居住など条件有

※町内業者を元請とした場合、初年度は10万円を加算

[助成金額] 当該年度の固定資産税（家屋）相当額（上限10万円）を3年間助成

住宅リフォーム促進事業補助金

(産業環境課 電話：0749-48-8118)

[対 象] 町内に居住する方

※他の補助金等を受けていないことなど条件有

[助成金額] 上限20万円

多賀町産木材利用住宅促進事業補助金

(産業環境課 電話：0749-48-8118)

[対 象] 多賀町内で伐採された木材を利用して住宅を建築される方

※町内業者が施工を行う場合など条件有

[助成金額] 上限100万円

木質バイオマスストーブ等設置補助金

(産業環境課 電話：0749-48-8118)

[対 象] バイオマスストーブ等を設置される方

[助成金額] 上限30万円



その他にもさまざまな支援を行っています。詳しくは企画課へお問い合わせください。

多賀町役場 企画課

〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町多賀324

TEL 0749-48-8122 FAX 0749-48-0157

E-mail kikaku@town.taga.lg.jp